

(閉じ込めの機能)

第十二条 安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」といふ）を限定された区域に閉じ込める機能を保持する。限りでない。

一 流体状の核燃料物質等を内包する容器又は管に核燃料物質等を含まない流体を導く管を接続する場合を、流体状の核燃料物質等が核燃料物質等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。

二 六ふつ化ウランを取り扱う設備であつて、核燃料物質等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。

三 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（以下「プルトニウム等」という。）を取り扱うグローブボックスは、当該物質がグローブボックス持し得るものであり、かつ、給気口及び排気口を開き、密閉することができる構造であること。

四 六ふつ化ウラン等を取り扱う室（保管廃棄フードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。

五 密封されいない核燃料物質等を取り扱う室を除く。）及び核燃料物質等による汚染の発生のある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。

六 プルトニウム等を取り扱う室（保管廃棄フードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。

七 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備が設置される施設（液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げることによるものであること。

イ 施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて、液体状の核燃料物質等が漏えいし難いものであること。

ロ 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。

(漏えいするおそれがないと)
質等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。

ハ 工場等の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであつて核燃料物質等により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。）の上に施設の床面が水によるものをすることがあること。

水によるものをすることがあること。ただし、当該排水路に核燃料物質等により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第二十二条第二号に掲げる事項を計測する設備が設置される場合は、この限りでない。

(遮蔽)

第十三条 安全機能を有する施設は、通常時ににおいて加工施設からの直接線及びスカイシヤイン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るよう設置されていなければならぬ。

2 工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられていないければならない。

3 安全機能を有する施設は、他の原子力施設と飛散物により損傷を受け、加工施設の安全性を損なうことが想定されるものは、防護措置その他適切な措置が講じられたものでなければならない。

4 安全機能を有する施設は、他の原子力施設と共に、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の加工施設において共用する場合には、加工施設の安全性が損なわれないように設置されなければならない。

5 安全機能を有する施設は、他の原子力施設において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。

6 安全機能を有する施設は、他の原子力施設において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。

(換気)

第十四条 加工施設内の核燃料物質等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるところにより換気設備が設けられなければならない。

1 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。

2 核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。

3 ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。

(核燃料物質等による汚染の防止)

第十五条 加工施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であつて、核燃料物質等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、核燃料物質等による汚染を除去しやすいものでなければならない。

(安全機能を有する施設)

第十六条 安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を發揮することができるよう設置されなければならない。

1 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路

2 照明用の電源が喪失した場合においても機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

3 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

4 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

5 前号の避難用の照明を除く。) 及びその専用の電源

6 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

7 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

8 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

9 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

10 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

11 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

12 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

13 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

14 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

15 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

16 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

17 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

18 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

19 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

20 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

21 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

22 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

(安全避難通路等)

第十九条 加工施設には、次に掲げる設備が設けられない。

1 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路

2 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明

3 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。) 及びその専用の電源

4 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

5 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

6 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

7 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

8 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

9 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

10 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

11 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

12 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

13 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

14 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

15 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

16 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

17 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

18 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

19 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

20 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

(放電線管理施設)

第二十二条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放電線管理施設が設けられない。

1 この場合において、当該事項を直接計

2 加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力の維持、熱

3 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、液体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確實に検知して速やかに警報する設備が設けられない

4 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、液体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれがあるときに、核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であるこ

5 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備

のは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行つたとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されていなければならない。

(臨界事故の拡大を防止するための設備)

第三十一条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第一号に規定する重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならぬ。

一 未臨界に移行し、及び未臨界を維持するため必要な設備

二 臨界事故の影響を緩和するために必要な設備

(閉じ込める機能の喪失に対処するための設備)

第三十二条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第二号に規定する重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならぬ。

一 核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するため必要な設備

二 核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するため必要な設備

(工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備)

第三十三条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備が設けられていなければならない。

(重大事故等への対処に必要な水の供給設備)

第三十四条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備が設けられないなければならない。

(電源設備)

第三十五条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、外部電源系からの電気の供給が停止し、第二十三条の規定により設置される非常用電源設備からの電源が喪失した場合において、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するため必要な設備が設けられないなければならない。

(監視測定設備)

第三十六条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びそ

の周辺(工場等の周辺海域を含む)において、当該加工施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。

第三十七条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるところにより緊急時対策所が設けられていなければならない。

一 重大事故等に対処するために必要な指示を行いう要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。

二 プルトニウムを取り扱う加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。

(通信連絡を行いうための必要な設備)

第三十八条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行いうために必要な設備が設けられていなければならない。

(平成二十四年法律第四十七号) 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年十二月十八日)から施行する。

附 則

委員会規則第六号

この規則は、公布の日から施行する。